

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年三月二十四日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第三十一号

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年大阪府規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（略）</p> <p>（建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書に添付する図書）</p> <p>第三条 省令第一条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築物エネルギー消費性能確保計画（法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）が基準省令の施行の際現に存する建築物に係るものであつて、基準省令附則第三条又は第四条の規定の適用がないものとした場合に建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものである場合にあつては、当該建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が複合建築物（基準省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）である場合にあつては、次に掲げる部分の求積図</p> <p>イ 居住者以外の者のみが利用する部分</p> <p>ロ 居住者のみが利用する部分</p> <p>ハ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分</p> <p>2 前項第二号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を省令第一条第一項の計画書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該計画書に同項第二号に掲げる図書を添えることを要しない。</p> <p>（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知の取下届）</p> <p>第四条 法第十二条第一項若しくは第二項の規定による提出又は法第十三条第二項若しくは第三項の規定による通知をした者は、当該提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下届（様式第一号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第二条（略）</p>

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付)

第五条 省令第十一条に規定する書面の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十一条の軽微変更該当証明申請書(様式第二号)に、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が法第十二条第二項又は第十三条第三項に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をする場合における申請書及び図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

3 知事は、省令第十一条に規定する書面の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当すると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十一条の軽微変更該当証明書(様式第三号)を交付するものとする。

(特定建築物に係る報告を行う場合の方法)

第六条 法第十七条第一項の報告は、特定建築物の非住宅部分に係る状況報告書(様式第四号)及び報告の内容を説明するための図書を知事に提出することにより行われなければならない。ただし、特定建築物(法第十一条第一項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。) (同項に規定する住宅部分に限る。)の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関する報告にあつては、この限りでない。

(建築物の建築に関する届出に添付する図書)

第七条 省令第十二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 省令第一条第一項の表(ロ)項及び(リ)項に掲げる図書(法第十九条第一項の規定による届出に係る計画に住戸が含まれる場合にあつては、当該住戸についての同表(ロ)項及び(リ)項に掲げる図書並びに当該住戸以外の部分についての同表(ロ)項及び(リ)項に掲げる図書)(各階平面図、断面図、機器表(昇降機にあつては、仕様書)及び系統図を除く。)に明示すべき事項を明示した図書

二 法第十九条第一項の規定による届出に係る同項の計画が基準省令の施行の際現に存する建築物に係るものであつて、基準省令附則第三条又は第四条の規定の適用がないものとした場合に建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものである場合にあつては、当該建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

三 法第十九条第一項の規定による届出に係る建築物が複合建築物である場合にあつては、次に掲げる部分の求積図

イ 居住者以外の者のみが利用する部分

ロ 居住者のみが利用する部分

ハ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

四 法第十九条第一項の規定による届出に係る建築物の非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計が二千平方メートル以上である場合にあつては、次に掲げる図書

イ 当該非住宅部分のうち、内部に間仕切り壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上である部分を明示した図書及び当該部分の求積図

ロ イの常時外気に開放された開口部の位置を明示した図書及び当該開口部の求積図

2 省令附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する省令第十二条第一項の知事が必要と認める図書は、前項第一号から第三号までに掲げるもの及び次に掲げるものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「第十九条第一項」とあるのは「附則第三条第二項」と、同号中「係る建築物」とあるのは「係る特定建築物」と読み替えるものとする。

一 法附則第三条第二項の規定による届出に係る建築物が平成二十九年四月一日に現に存在することを証する図書又はその写し

二 増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の求積図

3 省令附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する省令第十二条第一項の知事が必要と認める図書は、第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前項各号に掲げるものとする。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「第十九条第一項」とあるのは「附則第三条第七項」と、「届出」とあるのは「通知」と、同号中「係る建築物」とあるのは「係る特定建築物」と、前項第一号中「附則第三条第二項」とあるのは「附則第三条第七項」と、「届出」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

4 第一項第一号、第三号若しくは第四号（前二項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二項各号（前二項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる図書に明示すべき事項を省令第十二条第一項（省令附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書又は通知書に添える他の図書に明示する場合には、前三項の規定にかかわらず、当該事項を当該第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二項各号に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二項各号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第

二項各号に掲げる図書を当該届出書又は通知書に添えることを要しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第八条 省令第二十三条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画（法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）が法第十一条第一項に規定する特定建築行為（法附則第三条第一項に規定する特定増築を除く。）に係るものでない場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士が設計したことを証する書類

イーハ（略）

一 建築物エネルギー消費性能向上計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（法第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあつては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し

二 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準省令の施行の際現に存する建築物に係るものであつて、基準省令附則第三条又は第四条の規定の適用がないものとした場合に法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合しないものである場合にあつては、当該建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が複合建築物である場合にあつては、次に掲げる部分の求積図

イ 居住者以外の者のみが利用する部分

ロ 居住者のみが利用する部分

ハ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第三条 省令第一条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画（法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士が設計したことを証する書類

イーハ（略）

一 建築物エネルギー消費性能向上計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（法第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあつては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が基準省令の施行の際現に存するものである場合にあつては、当該建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

四 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下同じ。）が非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第三十条第一項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認めたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

五 (略)

2 前項第四号に掲げる図書を明示すべき全ての事項を省令第二十三条第一項の申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請書に同項第四号に掲げる図書を添えることを要しない。

3 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより第一項第五号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。第九十五条において同じ。）の認定をしないものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続)

第九條 法第三十条第二項の規定による申出をする場合における建築基準法第六条第一項の申請書の部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、前条第一項第五号の書類を提出した場合にあつては、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、第十一條第一項又は省令第二十五条第一項の規定による通知は、構造計算適合性判定に準じた審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取(下届))

第十條 法第二十九条第一項の認定又は法第三十一条第一項の変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請をした者は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取(下届)(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書等)

第十一條 知事は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請があつた場合において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が認定基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画不

五 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)又は登録建築物調査機関が住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について認定基準に適合すると認めたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

六 (略)

2 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより前項第六号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。第九九条において同じ。）の認定をしないものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続)

第四條 法第三十条第二項の規定による申出をする場合における建築基準法第六条第一項の申請書の部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、前条第一項第六号の書類を提出した場合にあつては、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、第六條第一項又は省令第三条第一項の規定による通知は、構造計算適合性判定に準じた審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取(下届))

第五條 法第二十九条第一項の認定又は法第三十一条第一項の変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請をした者は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取(下届)(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書等)

第六條 知事は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請があつた場合において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が認定基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画不認

認定通知書（様式第六号）により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請をした者に通知するものとする。

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付)

第十二条 省令第二十九条に規定する書面の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十九条の軽微変更該当証明申請書（様式第七号）に、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が法第三十一条第一項に規定する軽微な変更（以下この条において「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をする場合における申請書及び図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

3 知事は、省令第二十九条に規定する書面の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当すると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十九条の軽微変更該当証明書（様式第八号）を交付するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告を行う場合の方法)

第十三条 (略)

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る建築物又は建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第九号）

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（法第二十九条第一項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）が完了した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書（様式第十号）及び次に掲げる図書
イ・ロ (略)

二 法第三十五条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況定期報告書（様式第十一号）

四 認定建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合しなくなった場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第九号）

五 前各号に掲げる場合以外の場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第九号）及び報告の内容を説明するための図書

認定通知書（様式第二号）により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請をした者に通知するものとする。

2 (略)

(報告を行う場合の方法)

第七条 (略)

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る建築物又は建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第三号）

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（法第二十九条第一項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）が完了した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書（様式第四号）及び次に掲げる図書
イ・ロ (略)

(報告を行う場合の方法)

第七条 (略)

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る建築物又は建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第三号）

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（法第二十九条第一項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）が完了した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書（様式第四号）及び次に掲げる図書
イ・ロ (略)

二 法第三十五条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況定期報告書（様式第五号）

四 認定建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合しなくなった場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第三号）

五 前各号に掲げる場合以外の場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第三号）及び報告の内容を説明するための図書

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書)

第十四条 知事は、法第三十四条の規定により法第三十条第二項の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書(様式第十二号)により認定建築主(法第三十一条第二項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定の証明の手続)

第十五条 認定建築主は、法第三十条第一項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の申請書に添付する図書)

第十六条 省令第三十条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 認定申請建築物が基準省令の施行の際現に存するものであつて、基準省令附則第三条又は第四条の規定の適用がないものとした場合に建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものである場合にあっては、当該認定申請建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届)

第十七条 法第三十六条第一項の認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書)

第十八条 知事は、法第三十六条第一項の認定の申請があつた場合において、当該認定申請建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合し

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書)

第八条 知事は、法第三十四条の規定により法第三十条第一項の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書(様式第六号)により認定建築主(法第三十一条第一項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定の証明の手続)

第九条 認定建築主は、法第三十条第一項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の申請書に添付する図書)

第十条 省令第七条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 認定申請建築物が基準省令の施行の際現に存するものである場合にあっては、当該認定申請建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

四 登録建築物調査機関が非住宅建築物又は複合建築物である認定申請建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する図書の写し

五 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が住宅である認定申請建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する図書の写し

六 当該認定申請建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる住宅品質確保法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(新築住宅に係るものに限る。)の交付を受けた場合にあっては、当該建設住宅性能評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届)

第十一条 法第三十六条第一項の認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書)

第十二条 知事は、法第三十六条第一項の認定の申請があつた場合において、当該認定申請建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合し

ないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書（様式第十五号）により同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

（基準適合認定建築物認定取消通知書）

第十九条 知事は、法第三十七条の規定により法第三十六条第二項の認定を取り消す場合は、基準適合認定建築物認定取消通知書（様式第十六号）により基準適合認定建築物（法第三十六条第三項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。）の所有者に通知するものとする。

（基準適合認定建築物に係る報告を行う場合の方法）

第二十条 法第三十八条第一項の報告は、基準適合認定建築物の状況報告書（様式第十七号）及び報告の内容を説明するための図書を知事に提出することにより行わなければならない。

（建築物エネルギー消費性能準に適合する旨の認定の証明の手続）

第二十一条 基準適合認定建築物の所有者は、法第三十六条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定証明申請書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

様式第5号（第10条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 取下届	(略)
下記の申請を取り下げたいので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条の規定により届け出ます。	(略)

ないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書（様式第九号）により同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

（基準適合認定建築物認定取消通知書）

第十三条 知事は、法第三十七条の規定により法第三十六条第二項の認定を取り消す場合は、基準適合認定建築物認定取消通知書（様式第十号）により基準適合認定建築物（法第三十六条第三項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。）の所有者に通知するものとする。

（報告を行う場合の方法）

第十四条 法第三十八条第一項の報告は、基準適合認定建築物の状況報告書（様式第十一号）及び報告の内容を説明するための図書を知事に提出することにより行わなければならない。

（建築物エネルギー消費性能準に適合する旨の認定の証明の手続）

第十五条 基準適合認定建築物の所有者は、法第三十六条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定証明申請書（様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

様式第1号（第5条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 取下届	(略)
下記の申請を取り下げたいので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。	(略)

様式第10号 (第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書
(第1面)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条第2号の規定により報告します。

(略)

(第2面) (略)

様式第9号 (第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書 (略)

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条(第1号・第4号・第5号)の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況について下記のとおり報告します。

(略)

様式第6号 (第11条関係)

(略)

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

(略)

下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めますので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条第1項の規定により通知します。

(略)

様式第4号 (第7条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書
(第1面)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2号の規定により報告します。

(略)

(第2面) (略)

様式第3号 (第7条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書

(略)

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条(第1号・第4号・第5号)の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況について下記のとおり報告します。

(略)

様式第2号 (第6条関係)

(略)

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

(略)

下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めますので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条第1項の規定により通知します。

(略)

様式第13号 (第15条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第11号 (第13条関係)

(略)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定
取消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第30条第1項の認定を取り消したの
で、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律施行細則第14条の規定により
通知します。

(略)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係
る建築物の状況定期報告書

(略)

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上
に関する法律施行細則第13条第3号の規定に
より、下記のとおり認定建築物エネルギー消
費性能向上計画に係る建築物の維持保全の状
況について報告します。

(略)

様式第7号 (第9条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第5号 (第7条関係)

(略)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定
取消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第30条第1項の認定を取り消したの
で、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律施行細則第8条の規定により
通知します。

(略)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係
る建築物の状況定期報告書

(略)

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上
に関する法律施行細則第7条第3号の規定に
より、下記のとおり認定建築物エネルギー消
費性能向上計画に係る建築物の維持保全の状
況について報告します。

(略)

様式第16号 (第19条関係)

(略)

基準適合認定建築物認定取消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の認定を取り消したの
で、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律施行細則第19条の規定により
通知します。

(略)

様式第15号 (第18条関係)

(略)

建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定
通知書

(略)

下記のとおり建築物エネルギー消費性能基
準に適合する旨の認定の申請に係る建築物が
建築物エネルギー消費性能基準に適合しない
と認めますので、大阪府建築物のエネルギー
消費性能の向上に関する法律施行細則第18条
の規定により通知します。

(略)

様式第14号 (第17条関係)

建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨
の認定申請取下届

(略)

下記の申請を取り下げたいので、大阪府建築
物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律施行細則第17条の規定により届け出ます。

(略)

様式第10号 (第13条関係)

(略)

基準適合認定建築物認定取消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第36条第2項の認定を取り消したの
で、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律施行細則第13条の規定により
通知します。

(略)

様式第9号 (第12条関係)

(略)

建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定
通知書

(略)

下記のとおり建築物エネルギー消費性能基
準に適合する旨の認定の申請に係る建築物が
建築物エネルギー消費性能基準に適合しない
と認めますので、大阪府建築物のエネルギー
消費性能の向上に関する法律施行細則第12条
の規定により通知します。

(略)

様式第8号 (第11条関係)

建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨
の認定申請取下届

(略)

下記の申請を取り下げたいので、大阪府建
築物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律施行細則第11条の規定により届け出ます。

(略)

様式第1号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下面	年 月 日
大阪府知事 様	
提出者又は通知者の住所又は主たる事務所の所在地 提出者又は通知者の氏名又は名称 代表者の氏名	Ⓔ
下記の提出又は通知を取り下げたいので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。	
記	
1 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出受付番号又は通知受付番号	
2 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出受付年月日又は通知受付年月日	年 月 日
3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置	
<p>（注意）提出者又は通知者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場 合においては、押印を省略することができます。</p>	

附則の次に次の四様式を加える。

様式第18号（第21条関係）

様式第17号（第20条関係）

（略）

基準適合認定建築物の状況報告書

（略）

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第20条の規定により、基準適合認定建築物の状況について下記のとおり報告します。

（略）

様式第12号（第15条関係）

様式第11号（第14条関係）

（略）

基準適合認定建築物の状況報告書

（略）

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14条の規定により、基準適合認定建築物の状況について下記のとおり報告します。

（略）

様式第3号 (第5条関係)

第 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の臨機変更該当
証明書

様

大阪府知事 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更に該当していることを証明します。

1 申請年月日 年 月 日

2 軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る建築物の位置

3 建築物又はその部分の概要

直前の適合判定通知書番号	年 月 日	号
直前の適合判定通知書交付年月日	年 月 日	
直前の適合判定通知書交付者		
建築面積		m ²
延べ面積		m ²
建築物の階数	階 (地上)	階
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 複合建築物
()
構造	造 一部	造

様式第2号 (第5条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の臨機変更該当
証明申請書

(第1面)

年 月 日

大阪府知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

㊦

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

1 適合判定通知書番号

2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

3 適合判定通知書交付者

4 変更の概要

(注意)

1 第2面から第5面までとして、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の（注意）1. から6.までに準じて記入してください。

様式第7号（第12条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の概観変更該当 証明申請書 (第1面)	年 月 日
大阪府知事 様	
申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	㊦

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する概観な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 変更の概要

(注意)

- 1 第2面から第5面までとして変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第四面まで及び第六面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の(注意)1. から5. まで及び7. (2. ③、3. ①及び5. ①を除く。) に準じて記入してください。

様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

特定建築物の非住宅部分に係る状況報告書	年 月 日
大阪府知事 様	
特定建築物の建築主等の住所又は 主たる事務所の所在地 特定建築物の建築主等の氏名又は名称 代表者の氏名	㊦

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条の規定により、特定建築物の非住宅部分の状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 適合判定通知書番号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 特定建築物の非住宅部分の状況

(注意) 特定建築物の建築主等の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第8号（第12条関係）

第 号 年 月 日
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の監査変更該当 証明書
様
大阪府知事
印
下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する軽微な変更に変更に該当していることを証明します。
記
1 申請年月日 年 月 日
2 軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る建築物の位置
3 建築物又はその部分の概要 直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 号 直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日 建築面積 m ² 延べ面積 m ² 建築物の階数 (地上) 階 (地下) 階 建築物の用途 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物 (構造 造 一部 造)

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。